

# 千葉県経営発展支援事業実施要領

令和4年5月24日 担い手第339号制定

## 第1 趣旨

農業従事者が減少する中、持続可能な力強い農業を実現するには、次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取組を講じていく必要がある。

このため、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援する。

なお、本事業の実施に当たっては、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号 農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号 農林水産事務次官依命通知。以下「円滑化実施要綱」という。）、千葉県経営発展支援事業補助金交付要綱（令和4年5月24日担い手第339号制定。以下「交付要綱」という。）及びこの要領に定めるところによるものとする。

## 第2 事業の種類

### 1 経営発展支援事業

次世代を担う農業者となることを志向し、就農後の経営発展に資する取組を行う場合、都道府県支援分の2倍を国が支援する事業

### 2 推進事業

都道府県及び市町村等が実施する助成金の交付等に係る推進事務を行う事業

### 3 初期投資促進事業

次世代を担う農業者となることを志向し、就農後の経営発展に資する取組を行う場合（円滑化実施要綱別記2第5の1の要件を満たすもの）、都道府県支援分の2倍を国が支援する事業

## 第3 取組主体

第7の7に定めるサポート体制を構築している市町村

## 第4 事業内容

### 1 交付対象者の要件

市町村は、以下の要件を満たす者又は法人（以下「交付対象者」という。）に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。

(1) 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有している者又はその者が経営する法人であること。

(2) 事業実施の年度又は前年度に農業経営を開始し、次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をしている又はする予定であること。

ア 農地の所有権又は利用権（農地法（昭和27年法律第229号）第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年5月27日法律第56号。以下「令和4年改正法」という。）附則第5条に基づく公告があったもの、令和4年改正法附則第9条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を交付対象者（交付対象者が法人の場合は、当該法人の役員を含む。イにおいて同じ。）が有していること。

- イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。
- ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
- エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
- オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
- (3) 青年等就農計画（基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画をいう。以下同じ。）の認定を受けていること。
- (4) 青年等就農計画に経営発展支援事業申請追加資料（国実施要綱別記1の別紙様式第1号）を添付したもの（以下「経営発展支援事業計画等」という。）又は初期投資促進事業申請追加資料（円滑化実施要綱別記2の別紙様式第1号）を添付したもの（以下「初期投資促進事業計画等」という。）が次に掲げる要件に適合していること。
- ア 農業経営を開始して5年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。
- イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- (5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ、継承する農業経営の現状の所得、売上若しくは付加価値額を10%以上増加させ、又は生産コストを10%以上減少させる経営発展支援事業計画等又は初期投資促進事業計画等であると市町村に認められること。
- (6) 地域計画（基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。以下同じ。）に位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「人・農地プラン進め方通知」という。）の2の（1）の実質化された人・農地プラン、同通知の3により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知の4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等（以下「人・農地プラン」という。）を中心となる経営体として位置づけられ、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「目標地図に位置づけられた者等」という。）。
- (7) 国実施要綱別記3の雇用就農資金（以下、雇用就農資金という。）国実施要綱の別記1の経営発展支援事業、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）の別記6の初期投資促進事業若しくは円滑化実施要綱の別記2の初期投資促進事業による助成金又は経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の経営継承・発展支援事業（以下、経営継承・発展支援事業という。）による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- (8) 機械・施設の取得費用等について、交付対象者が金融機関から融資を受けること。
- (9) 豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥を飼養する農業経営の場合は、都道府県による飼養衛生管理基準遵守状況等について確認が行われていること。
- (10) 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。
- (11) 環境と調和の取れた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。

## 2 助成対象

- (1) 助成の対象となる事業内容は、次に掲げる取組であって交付対象者が自らの経営においてそれらを使用するものであることとする。

- ア 機械・施設等の取得、改良又はリース
- イ 家畜の導入
- ウ 果樹・茶の新植・改植
- エ 農地等の造成、改良又は復旧

(2) 本事業以外の国及び県の助成事業の対象として整備するものではないこと（融資に関する利子の助成措置を除く。）

(3) (1) の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。

- ア 整備等の内容ごとに事業費が 50 万円以上であること。  
事業の対象となる機械・施設等（中古資材等を活用して整備する施設を含む。以下同じ。）が中古機械・施設等である場合には、事業費が 50 万円以上であり、かつ、市町村が適正と認める価格で取得されるものであること。
- イ 機械・施設等の購入先の選定に当たっては、一般競争入札の実施、複数の業者からの見積り微取等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。
- ウ (1) のアについては次に掲げる基準を満たすこと。

(ア) 原則として、事業の対象となる機械・施設等は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）第 1 条第 1 項に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）がおおむね 5 年以上 20 年以下のものであること。

ただし、事業の対象となる機械・施設等が中古機械・施設等である場合には、上記に加え、中古資産耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令第 3 条に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）が 2 年以上のものであること（法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による 2 年間以上の保証があるものに限る。）。

(イ) 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、G P S ガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、以下に掲げる場合には、この限りではない。

a フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、G P S ガイダンスシステム（農業用機械に設置するものに限る。）等の機械については、以下の要件を全て満たすこと。

(a) 農産物の生産等に係る作業に使用する期間内において他用途に使用されないものであること。

(b) 農業経営において真に必要であること。

(c) 導入後の適正利用が確認できるものであること。

b 環境衛生施設（トイレ等）、ほ場観測施設、中継拠点施設（農機具格納庫等）等の施設については、a の (a) から (c) までの要件を満たすことに加え、ほ場又はほ場の近接地に設置すること。

(ウ) 整備を予定している機械・施設等が、交付対象者の経営発展支援事業計画等又は初期投資促進事業計画等の成果目標の達成に直結すること。

(エ) 市町村が第 8 の 1 の (2) に基づき作成する事業計画の提出以前に自ら若しくは本事業以外の補助事業を活用して着工若しくは着工を予定し、又は整備の完了した機械・施設等を本事業に切り替えて整備するものではないこと。

(オ) 整備を予定している機械・施設等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険、施工業者による保証等の加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中や災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等するものとし、また、当該機械・施設等の処分制限期間において加入等が継続されるものとする。

(カ) 整備を予定している機械・施設等の施工業者等が、「農業分野における A I ・ データに関する契約ガイドライン」（令和 2 年 3 月農林水産省策定。以下「G L」という。）

で対象として扱うデータ等を取得する場合は、そのデータ等の保管について取り決めた契約がG.Lに準拠していること。

(キ) 導入した機械・施設等について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）別記様式第10号の財産管理台帳を作成し、耐用年数（新品の場合には法定耐用年数、中古機械・施設等の場合には中古耐用年数。以下同じ。）が経過するまでの間、保管すること。

(ク) 機械・施設等のリースの手続等については、別紙により行うこと。

(ケ) 導入等を予定している機械等が、トラクター、コンバイン又は田植え機である場合には、位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）を当該機械メーカー以外のシステムでも利用できるよう、当該機械メーカーがA.P.I（Application Programming Interface：複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組み）を自社のウェブサイトや農業データ連携基盤等で公表し、農機データを連携できる環境を整備していること。

ただし、当該機械メーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合及び導入等を予定している機械でなければ成果目標を達成できないと取組主体が認める場合は除く。

(4) (1) のアの機械・施設等については、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

### 3 助成額

(1) 本事業の交付対象者の補助対象経費は、2の(1)の取組に必要な経費とし、補助率3/4（国は1/2、県は1/4）を超えない範囲とする。なお、県の助成額は、整備等内容ごとにそれぞれ千円未満を切り捨てた額とする。

また、補助対象事業費の上限額は1,000万円（国実施要綱別記2の経営開始資金（以下、経営開始資金という。）又は円滑化実施要綱別記1の経営開始支援資金（以下、経営開始支援資金という。）の交付対象者の場合は、500万円）とする。

(2) 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、夫婦合わせて、(1)の補助対象上限額に1.5を乗じて得た額を上限額（1円未満は切捨て）とする。

ア 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

イ 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。

ウ 夫婦共に目標地図に位置づけられた者等となること。

(3) 複数の青年就農者が法人を設立し、共同経営する場であって、第4の1の(1)の要件を満たす者（当該農業法人が目標地図に位置づけられた者等に限る。）については、経営開始資金又は経営開始支援資金の交付を受ける者にあっては500万円、受けない者にあっては1,000万円（当該法人に夫婦を含む場合は、当該夫婦について、経営開始資金又は経営開始支援資金の交付を受ける場合は750万円、受けない場合は1,500万円）を合算した額又は2,000万円のいずれか低い額を上限額とする。

なお、令和5年度より前に経営開始している農業者が法人の役員に1名でも存在する場合は、交付の対象外とする。

### 4 目標年度

事業実施年度の4年後の年度とする。

### 5 成果目標

経営発展支援事業計画等又は初期投資促進事業計画等で実施することとした項目について、成果目標とする。

## 第5 交付対象者の手続

### 1 経営発展支援事業計画等又は初期投資促進事業計画等の承認申請

本事業の助成を受けようとする者又は法人は、経営発展支援事業計画等又は初期投資促進事業計画等を作成し、市町村に承認申請する。

なお、経営発展支援事業計画等又は初期投資促進事業計画等を作成するに当たっては、市町村に相談し、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、県農業事務所等の関係機関、第7の7のサポート体制の関係者等から助言及び指導を受けることとする。

### 2 経営発展支援事業計画等又は初期投資促進事業計画等の変更申請

交付対象者は、経営発展支援事業計画等又は初期投資促進事業計画等に記載された取組を変更し、中止し、又は廃止する場合は、市町村に計画の変更を承認申請する。

### 3 交付申請

1の承認を受けた者又は法人は、交付申請書（経営発展支援事業は国実施要綱別記1の別紙様式第2号、初期投資促進事業は円滑化実施要綱別記2の別紙様式第2号。）を作成し、市町村に助成金の交付を申請する。

### 4 実績報告

交付対象者は、経営発展支援事業計画等又は初期投資促進事業計画等に記載された取組を完了したときは、実績報告兼助成金支払請求書（経営発展支援事業は国実施要綱別記1の別紙様式第3号、初期投資促進事業は円滑化実施要綱別記2の別紙様式第3号。）を作成し、市町村に報告する。

### 5 就農状況報告等

#### (1) 就農状況報告

交付対象者は、事業実施の翌年度から経営発展支援事業計画等又は初期投資促進事業計画等に定めた目標年度の翌年度まで、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）の就農状況報告（経営発展支援事業は国実施要綱別記1の別紙様式第4号、初期投資促進事業は円滑化実施要綱別記2の別紙様式第4号。）を市町村に提出する。

また、交付対象者は、毎年1回、就農状況報告の際（原則、毎年1月末までの報告時に、経営発展支援事業は国実施要綱別記1の別紙様式第4号別添5、初期投資促進事業は円滑化実施要綱別記2の別紙様式第4号別添5の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）に実施した旨をチェックした上で、当該チェックシートを取組主体に提出する。

#### (2) 住所等変更報告

交付対象者は、経営発展支援事業計画等又は初期投資促進事業計画等に定めた目標年度までに氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（経営発展支援事業は国実施要綱別記1の別紙様式第5号、初期投資促進事業は円滑化実施要綱別記2の別紙様式第5号。）を市町村に提出する。ただし、国実施要綱別記2の第6の2の（6）のイ又は円滑化実施要綱別記1の第6の2の（6）のイにより住所等変更届を提出している場合は、本報告を行ったものとみなすことができる。

#### (3) 就農報告

交付対象者は、実績報告後に就農する場合は、就農後1か月以内に就農届（経営発展支援事業は国実施要綱別記1の別紙様式第6号、初期投資促進事業は円滑化実施要綱別記2の別紙様式第6号。）を市町村に提出する。ただし、国実施要綱別記2の第6の1の（7）

の又は円滑化実施要綱別記1の第6の1の(7)のエの報告を提出した場合は、当該報告をもって提出したものと見なすことができる。

## 6 その他

交付対象者は、予定の期間内に事業が完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は本事業により導入した機械・施設等の耐用年数が残存する間に使用が困難となった場合は、その旨を市町村に速やかに報告する。

## 第6 県の手続等

### 1 新規就農者育成方針の作成

県は、本事業の実施に当たって、都道府県における新規就農者確保に向けた以下の内容を明確化した新規就農者育成方針（以下「育成方針」という。）を作成し、公表するものとする。

- (1) 新規就農者の確保に向けた課題、目標
- (2) 新規就農者に対するサポート内容
- (3) 本事業の交付対象者候補を選定するために都道府県が独自に設定する要件
- (4) 本事業の交付対象者候補を選定するための基礎となる別表1の2に基づく都道府県加算ポイントの設定

2 前項の(4)の都道府県加算ポイントの設定については別に定める。

### 3 サポート体制の整備

県は、交付対象者が円滑に就農し、定着できるよう、就農に向けた相談体制を構築し、就農先の紹介や経営開始に当たっての農地、資金の確保等の交付対象者の就農に向けた課題に対し、就農先、地域の関係機関と連携してサポートするとともに、当該サポート体制を国実施要綱別記6の第3の2の(1)のオの新規就農支援ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）において公表するものとする。ただし、国実施要綱別記2の別紙様式第24号別添（別紙）又は円滑化実施要綱別記1の就農準備・経営開始支援事業の別紙様式第24号別添（別紙）の都道府県サポート計画を作成している場合は、当該計画の公表をもって本事業のサポート体制を整備し、公表したものと見なすことができる。

### 4 交流会の開催

県は、交付対象者を含む新規就農者等の交流会を開催するものとする。

## 第7 市町村の手続等

### 1 経営発展支援事業計画等又は初期投資促進事業計画等作成への助言及び指導

市町村は、本事業の助成を受けようとする者又は法人が経営発展支援事業計画等又は初期投資促進事業計画等を作成するに当たっては、当該者又は法人に対し、県農業事務所等の関係機関、7のサポート体制の関係者等と協力して、経営発展支援事業計画等又は初期投資促進事業計画等の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、必要な助言及び指導を行うものとする。

### 2 経営発展支援事業計画等又は初期投資促進事業計画等の承認

市町村は、本事業の助成を受けようとする者又は法人から経営発展支援事業計画等又は初期投資促進事業計画等の承認申請があった場合には、内容について審査し、第8の1の(1)により県に承認を受けた市町村経営発展支援計画事業計画又は市町村初期投資促進計画事業計画に基づくものと認められる場合は承認するものとする。経営発展支援事業計画等又は初期投資促進計画事業計画等を承認した場合は、申請した者又は法人に通知する。

- 3 経営発展支援事業計画等又は初期投資促進事業計画等の変更の承認  
市町村は、経営発展支援事業計画等又は初期投資促進事業計画等の変更申請があった場合は、2の手続に準じて、承認する。
- 4 交付の決定及び助成金の交付  
第5の3に基づく交付申請を受けた市町村は、申請の内容を審査し、申請の内容が適当であると認めた場合は交付を決定する。  
また、第5の4に基づく実績報告を受けた市町村は、報告の内容が適当であると認めた場合は助成金を交付する。
- 5 就農状況等の確認
- (1) 就農状況報告の確認  
就農状況報告を受けた市町村は、7のサポートチームと協力し、実施状況を確認し、必要な場合は、サポートチームと連携して適切な助言及び指導を行うものとする。なお、就農状況報告の確認、助言及び指導は、就農状況確認チェックリスト（経営発展支援事業は国実施要綱別記1の別紙様式第7号。初期投資促進事業は円滑化実施要綱別記2の別紙様式第7号。）を用いて、交付対象者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。
- (2) 経営状況の確認  
また、市町村は、(1)の確認に加え、サポートチームと協力して交付対象者の経営状況の把握に努めることとし、事業実施の翌年度から2年間、必ず年1回は、以下のアからウまでの方法により、就農状況確認チェックリスト（経営発展支援事業は国実施要綱別記1の別紙様式第7号。初期投資促進事業は円滑化実施要綱別記2の別紙様式第7号。）を用いて、交付対象者の経営状況と課題を交付対象者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。
- ア 交付対象者への面談  
(ア) 営農に対する取組状況  
(イ) 栽培・経営管理状況  
(ウ) 経営発展支援事業計画等又は初期投資促進事業計画等の達成に向けた取組状況  
(エ) 労働環境等に対する取組状況
- イ 圃場確認  
(ア) 耕作すべき農地が遊休化されていないか  
(イ) 農作物を適切に生産しているか
- ウ 書類確認  
(ア) 作業日誌  
(イ) 帳簿  
(ウ) 農地の権利設定の状況が確認できる書類（農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書、令和4年改正法附則第5条に基づく公告があった農用地利用集積計画、同法附則第9条に基づく公告があった農用地利用配分計画、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があった農用地利用集積等促進計画、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画又は特定作業受委託契約書のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。以下同じ。）
- (3) その他  
国実施要綱別記2の第7の2の(5)又は円滑化実施要綱別記1の第7の2の(5)による確認を行った場合は、(1)及び(2)について、行ったものとみなすことができる。

## 6 申請窓口

- (1) 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている目標地図又は人・農地プランの策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする
- (2) 目標地図又は人・農地プラン策定市町村と交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができるものとする。

## 7 サポート体制の整備

- (1) 市町村は、交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、県農業事務所、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等の金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者、指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を整備するものとする。市町村は、国実施要綱別記1の別紙様式第10号別添(別紙2)(初期投資促進事業は円滑化実施要綱別記2の別紙様式第10号別添(別紙2))により、当該サポート体制等を記載した新規就農者に対するサポート計画(以下「地域サポート計画」という。)を新規就農者の支援ニーズを把握した上で作成し、ポータルサイトに公表するものとする。ただし、国実施要綱別記2の別紙様式第25号別添又は円滑化実施要綱別記1の別紙様式第25号別添の地域サポート計画を作成している場合は、当該計画の公表をもって本事業の地域サポート計画を作成し、公表したものと見なすことができる。
- (2) 市町村は、当該サポート体制の中から、交付対象者ごとに「経営・技術」、「営農資金」、「農地」のそれぞれの専属の担当者(以下「サポートチーム」という。)を選任し、交付対象者の上記各課題の相談先を明確にするものとする。サポートチームについては、新規就農者の農業経営、地域生活等の諸課題に対して適切な助言及び指導が可能な農業者を参画させることを必須とする。当該農業者は、交付対象者の農業経営、地域生活等に関する相談に乗り、必要に応じて助言及び指導を行うものとする。
- (3) 交付対象者が早期に経営を安定・発展させ、地域に定着していけるよう、サポート体制の関係者は次に掲げるア及びイについて、サポートチームは次に掲げるウについて行うものとする。
  - ア 1の経営発展支援事業計画等又は初期投資促進事業計画等作成への助言及び指導
  - イ 2の審査への参加
  - ウ 5の就農状況の確認、助言及び指導

## 8 整備した機械・施設等の管理運営等

市町村は、交付対象者に対し、第4の2の(1)により整備した機械・施設、家畜、果樹・茶の改植を行った樹園地等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その整備目的に即して最も効率的な運用を図り、適正に管理運営するよう指導するものとする。

### (1) 管理方法

- ア 市町村は、第4の2の(1)により交付対象者が整備した機械・施設、家畜(肥育牛を除く)等について、助成金の交付目的に沿った適正な管理を行わせるため、耐用年数に相当する期間(リースの場合はリース期間)に準じて処分制限期間を設定するものとする。
- イ 市町村は、交付対象者に対し、第4の2の(1)により整備した機械・施設、家畜(肥育牛を除く)等の管理状況を明確にするため財産管理台帳を備え置かせるものとする。
- ウ 市町村は、交付対象者に対し、第4の2の(1)のアの機械・施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、管理運営日誌、利用簿等を適宜作成、整備及び保存させるものとする。

エ 市町村は、交付対象者がウで作成した機械・施設等の管理運営日誌又は利用簿等を各年度に少なくとも一度提出させるなど、機械・施設等の管理状況を定期的に把握し、必要に応じて交付対象者に指導を行うなど、適正な管理運営等が行われるようにするものとする。

なお、過去に他の補助事業により整備した機械・施設等についても、同様に適切な管理運営等が行われるように努めるものとする。

(2) 財産処分の手続

市町村は、交付対象者が第4の2の(1)により整備した機械・施設、家畜等について、(1)のアで設定した処分制限期間内に、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)第22条に準じた財産処分として、都道府県、市町村交付規則等に基づき、財産処分の申請を行わせ、市町村の承認を受けさせるものとする。また、市町村は、当該申請の内容を承認するときは、財産処分の基準等に留意し、その必要性を検討しなければならない。

(3) 災害の報告

市町村は、交付対象者が整備した機械・施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、直ちに交付対象者に報告させるものとする。

(4) 増築等に伴う手続

市町村は、交付対象者が整備した機械・施設等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該機械・施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ交付対象者に報告せるものとする。

9 農業共済等の積極的活用

市町村は、農業共済組合と連携し、交付対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。

また、交付対象者が従業員の雇用等をしている場合にあっては、労働環境に関する改善等について働きかけるよう努めるものとする。

10 交付対象者情報の共有

(1) 県及び市町村等は、国実施要綱別記1の第8の10又は円滑化実施要綱別記2の第8の10で規定される、全国農業委員会ネットワーク機構の交付対象者の資金の交付情報等の集約により、必要に応じて、本事業に関わる関係機関の間で当該情報を共有する。

県及び市町村等は交付対象者の情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップに活用するとともに、交付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用するものとする。

(2) 市町村等は、国実施要綱別記1の第8の10の(2)又は円滑化実施要綱別記2の第8の10の(2)で規定される、全国農業委員会ネットワーク機構が作成し、運用する交付情報等に関するデータベース(以下「データベース」という。)に交付情報等を速やかに登録するものとする。

(3) 市町村等は、国実施要綱別記3雇用就農資金の第6の10の照会があった場合、交付対象者の就農状況に関する情報を提供する。

(4) 県及び市町村等は、本事業の実施に際して得る個人情報については、国実施要綱別記1又は円滑化実施要綱別記2別紙様式第12号により適切に取り扱うものとする。

ただし、経営開始資金、経営開始支援資金等の交付対象者については、本提出を受けたものとみなすことができる。

## 第8 事業計画等

### 1 事業計画の作成

#### (1) 都道府県経営発展支援事業計画の作成

ア 県は、本事業の助成を受けようとする者又は法人の取組の内容について適当であるか等を確認し、別表1の1のポイント表及び第6の1の(4)で設定した都道府県加算ポイントによりポイント付けの上、都道府県経営発展支援事業計画（国実施要綱別記1の別紙様式第9号）又は都道府県初期投資促進事業計画（円滑化実施要綱別記2の別紙様式第9号）を作成し、関東農政局長に提出する。

#### (2) 市町村経営発展支援事業計画の作成

ア 市町村は、本事業の助成を受けようとする者又は法人の経営発展支援事業計画等又は初期投資促進事業計画等について適当であるか確認の上、市町村経営発展支援事業計画（国実施要綱別記1の別紙様式第10号）又は市町村初期投資促進計画事業計画（円滑化実施要綱別記2の別紙様式第10号）を作成し、県の承認を得る。

なお、市町村は、(2)のアで県が行うポイント付けについて、関連する書類の確認等に協力するものとする。

イ 事業の着手について、原則として、市町村が、千葉県補助金等交付規則第4条の交付決定を受けた後に実施した取組を対象とする。

ただし、やむを得ない事情により交付決定を受ける前に実施する必要がある場合、アの事業実施計画承認後、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（別紙様式第1号）を知事に提出するものとする。

市町村は、交付決定を受ける前に事業に着手する場合、補助金の交付を受けることが確実となってから着手することとし、交付決定を受けるまでの期間内に実施した事業について天災地変等のあらゆる事由によって生じた損失等は、自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

#### (3) 計画の重要な変更

(1) の都道府県経営発展支援事業計画又は都道府県初期投資促進事業計画、(2) の市町村経営発展支援事業計画又は市町村初期投資促進計画事業計画について、以下の項目につき変更を行う場合は、それぞれの手続に準じて行うものとする。

ア 新規就農者数に関する目標

イ 経営発展支援事業は国実施要綱別記1の別紙様式第9号又は第10号別添（別紙1）候補者リストへの候補者の追加。初期投資促進事業は円滑化実施要綱別記2別紙様式第9号又は第10号別添（別紙1）候補者リストへの候補者の追加。

ウ 助成金の交付計画における国費総額の増又は30%を超える減

エ 推進事業費の増加

### 2 事業実績報告の作成

#### (1) 都道府県経営発展支援事業実績報告の作成

ア 県は、都道府県経営発展支援事業実績報告（国実施要綱別記1の別紙様式第9号）又は都道府県初期投資促進事業実績報告（円滑化実施要綱別記2の別紙様式第9号）を作成し、事業実施年度の翌年度の9月末までに関東農政局長に報告する。

県は、都道府県経営発展支援事業実績報告又は都道府県初期投資促進事業実績報告の作成に当たり、新規就農者に関する目標の達成状況、交付対象者の経営発展支援事業計画等の進捗状況、達成状況等の評価を行うこととする。

また、(2)により目標年度の翌年度に市町村から改善措置の報告があった場合は、必要に応じて、市町村及び交付対象者に対し、ヒアリングを実施するなどし、改善に向けた指導及び助言を行うものとする。

#### (2) 市町村経営発展支援事業実績報告の作成

市町村は、市町村経営発展支援事業実績報告（国実施要綱別記1の別紙様式第10号）又は市町村初期投資促進事業実績報告（円滑化実施要綱別記2の別紙様式第10号）を作成し、事業実施年度の翌年度の8月末までに県に報告する。

市町村経営発展支援事業実績報告又は市町村初期投資促進事業実績報告の作成に当たっては、関係機関と連携し、新規就農者に関する目標の達成状況、交付対象者の経営発展支援事業計画等又は初期投資促進計画事業計画等の進捗状況、達成状況等の評価を行うこととする。

また、目標年度の翌年度の7月末の就農状況報告の確認において、交付対象者が経営発展支援事業計画等又は初期投資促進計画事業計画等で実施することとしていた取組を未実施又は達成していなかった場合は、翌年度を目標とする改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講じ、併せて報告する。

## 第9 推進事業

助成金の交付事業（経営発展支援事業又は初期投資促進事業）を推進するため、市町村等は推進事業として以下の事業を実施することができる。推進事業の対象経費（以下「推進事業費」という。）は別表2のとおりとし、事業の一部を外部に委託することができる。なお、市町村等の会計に属する助成金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、本事業に要する推進事業費に充てることができるものとする。

- 1 助成金の交付事業の実施に関する事務
- 2 助成金の交付事業の交付対象者の指導活動

## 第10 効率的かつ適正な執行の確保

- 1 市町村は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、交付対象者に対し、地域農業の振興に努めるべき旨を十分周知する。
- 2 国及び県は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、市町村、本事業に関する機関及び交付対象者に対し、必要な事項の報告を求め、及び現地への立入調査を行うことができる。
- 3 本事業の実施に当たって、市町村は、交付対象者が虚偽の申請をしたことが判明した場合には、知事にその旨を報告するとともに、当該交付対象者に対し助成金の全額を返還させるなど適切な措置を講ずるものとする。  
なお、その際に市町村は、知事と必要な調整を行うものとし、指導・助言を受けるものとする。
- 4 知事は、3による報告を受けたとき及び市町村に対して指導したときは、地方農政局長に報告するものとする。
- 5 市町村は、本事業の実施に係る関係書類等の電子メールによる提出を認めることなど、交付対象者の事務負担の軽減に努めるものとする。

## 第11 書類の経由

この要領の規定により知事に提出する書類は、所轄の農業事務所の長を経由し、提出するものとする。

なお、所轄の農業事務所が定まっていない場合には、知事に直接提出するものとする。

## 第12 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項については、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則 この要領は、令和4年5月24日から施行する。

附 則 この要領は、令和5年1月12日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月21日から施行する。

2 この通知の施行に伴い、改正前の千葉県経営発展支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和5年12月21日から施行する。

2 この通知の施行に伴い、改正前の千葉県経営発展支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月25日から施行する。

2 この通知の施行に伴い、改正前の千葉県経営発展支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例による。

(別表1)

## 1 共通ポイント

No.	項目		ポイント
1	研修	① 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目を含む研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている	1
		② 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている	2
		③ ②に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている	3
2	サポート体制	① 地域サポート計画が策定されている	1
		② ①に加え、普及指導センターの普及指導活動の対象者として選定されている	2
		③ ①の地域サポート計画の支援分野の全て※ <sup>1</sup> について、担当機関・部署が明確になっている	3
3	経営管理の合理化	① 園場等に農作業の記録（施肥量、農薬散布量、作業時間等）を毎日つける	1
		② ①に加え、青色申告を実施する	2
		③ ②に加え、GAP認証等を取得する※ <sup>2</sup>	3
4	所得	① 所得目標※ <sup>3</sup> が「250万円」又は「継承する経営の直近所得から1割増の額」のうちいずれか高い額(A)となっている	1
		② 所得目標が(A)の額から2割以上増の額となっている	2
		③ 所得目標が(A)の額から4割以上増の額となっている	3
5	家族経営協定※ <sup>4</sup>	① 農業経営の方針、農作業の役割分担、労働報酬、労働時間・休日に関する事項について書面で締結している	1
		② ①の事項に加え、その他の事項（休憩、時間外及び休日の労働、時間外及び休日労働に対する割増賃金、労働保険、社会保険）を1つでも設定している	2
6	農業版事業継続計画（BCP）を策定している		1
7	データを活用した農業を実践する		1
8	農業経営を法人化する		1
9	みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける		1
合計（最大）			18

- ・ 目標として行う項目（No. 3、4、7、8及び9）については、事業実施年度の4年後の年度までに行う。

※1 支援分野は「技術・経営指導」、「農地確保支援」、「機械・施設等の確保支援」、「資金相談」、「農業者による指導」、「販路支援」、「生活に係る支援（住居、子育て等）」、「事務局・全体調整」。

※2 JGAP、ASIAGAP若しくはGLOBALG.A.P.の認証を取得し、又は国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAPのうち、自治体等が農業者の都道府県GAPへの取組状況を審査する仕組みを有しているものについて、当該審査に合格したものも含まれるものとする。

※3 事業実施の年度に農業経営を開始する場合は国実施要綱別記1又は円滑化実施要綱別記2の別紙様式第1号の別添1収支計画の「目標5年（度）目」の所得、事業実施の前年度に農業経営を開始している場合は同「4年（度）目」の所得とする。

※4 法人の場合は就業規則等、一人で農業経営する場合は家族経営協定に類するものとして自らの働き方に関する規定を書面で定めている場合に同協定を定めているものとみなす。

## 2 都道府県加算ポイント

- (1) 都道府県は、過去（事業実施の前々年度までの3年間の平均）の認定新規就農者の新規認定数と本事業の実施を要望した者数の平均に3を乗じて得た数を都道府県加算ポイントとして使用できる。
- (2) 都道府県は、(1)のポイントの範囲内で新規就農者に求める取組等を設定し、市町村から申請のあった本事業の助成を受けようとする者に対して、都道府県加算ポイント付けすることができる。
- (3) 都道府県加算ポイントの項目は別途定める。

(別表2)

## 推進事業費

区分	内容	注意点
謝金	事業を実施するために直接に必要な事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対する謝礼に必要な経費	根拠ある単価を設定のこと。
旅費	事業を実施するために直接に必要な経費及び専門家等に支払う経費	
事務等経費	事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費(手数料、印紙代等)、借上費(会場借料、パソコン等のリース料)、消耗品費、賃金(臨時に雇用した者、全国農業委員会ネットワーク職員に対して支払う実働に応じた対価並びに都道府県及び市町村職員の時間外労働に応じた対価)、会計年度任用職員給与(地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合の地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づく給料、報酬及び諸手当(本事業への従事割合に応じて助成対象とすることが可能))、共済費(臨時雇用者等の賃金に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金)等	
委託費	本事業を他の者に委託するために必要な経費	

上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず市町村等で具備すべき備品・物品等を購入し、又はリース・レンタルする場合は対象外とする。また、人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)により行うものとする。

(別紙)

## 機械・施設等をリース導入する場合の留意点等

- 1 申請方式については、交付対象者とリース契約予定事業者との共同申請を原則とすること。この場合の助成金は、交付対象者が選定した機械・施設等の購入を行ったリース事業者（共同申請者）へ支払うこととする。
- 2 機械・施設等のリース期間は、耐用年数以内とする。
- 3 リースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。

$$\begin{aligned} \text{「リース料助成額」} &= \\ &\quad \text{「リース物件購入価格（税抜き）」} \times \text{助成率（1／2以内）} \end{aligned}$$

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

$$\begin{aligned} \text{「リース料助成額」} &= \text{「リース物件購入価格（税抜き）」} \times (\text{「リース期間」} \\ &\quad \div \text{「耐用年数」}) \times \text{助成率（1／2以内）} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{「リース料助成額」} &= (\text{「リース物件購入価格（税抜き）」} - \text{「残存価格」}) \\ &\quad \times \text{助成率（1／2以内）} \end{aligned}$$